オープンカレッジ

震災復興と財源

長期的な支援に 向けた財源確保を

椙山女学園大学
現代マネジメント学部教授
柴　由花

しば・ゆか　租税法、租税政策。横浜国立大学大学院社会科学研究科国際開発専攻博士課程修了。博士（国際経済法学）。

震災の多いわが国では、復興のための財源が常に問題となる。

2011年3月に発生した東日本大震災の復興において、必要な財源の確保のために復興特別所得税が創設された。13年から37年までの25年間、個人は、通常払う所得税額の2・1％分を加算して納税することとされている。復興特別所得税は、復旧・復興事業の財源に充てられることが法律に明記された特別税である（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法72条1項）。

災害が発生した地域に対して速やかに支援を行うことができる制度として、ふるさと納税が活用されている。ふるさと納税は、首都圏に集中する税収の一部を地方（ふるさと）へ移し変えるために08年に導入され、所得税の寄付金控除と住民税の税額控除によって地方への寄付を促す制度である。他の地方自治体へ寄付をすることで、居住する地方自治体に納付する住民税が控除される。

災害復興支援の寄付については、地方自治体からの返礼品はないものの、個人が寄付した金額は、所得税や住民税から控除される（所得税と住民税を合わせ、おおむね寄付金額マイナス2千円）。ふるさと納税は各仲介サイトを通じて募集されるため、簡便な方法で寄付が可能であり、主な仲介サイトを通じ、能登半島地震で被災した地域へのふるさと納税を利用した寄付は、24年1月末現在、約40億円となっている。

ふるさと納税の利用は、個人だけでなく法人も可能である。企業版ふるさと納税は、寄付により法人税などが税額控除される制度である。企業版ふるさと納税の寄付の対象となる事業は、地方自治体が作成した地方版総合戦略に位置づけられた事業で内閣府による認可を受けた事業であるが、能登半島地震被災者支援、復旧・復興のための事業も対象とされている。石川県、七尾市、加賀市、羽咋市などが各ホームページを通じて企業版ふるさと納税の募集をしている。ただし、本社が所在する地方公共団体への寄付は企業版ふるさと納税制度の対象外である。

災害直後の被災地支援の財源として、ふるさと納税制度の活用が期待できるが、ふるさと納税によって、寄付をした個人の住所地や企業の本店所在地の地方自治体の税収は減少することになる。また、ふるさと納税を通じて自分の居住する地方自治体への寄付も可能であるが、そのような寄付は、ふるさと納税の本来の趣旨にそぐわない。

復興支援は長期にわたることが想定される。岩手県沿岸12市町村では防潮堤の整備や土地区画整理事業といった復興事業が進んだが、人口は震災前より約4万7千人も減少した。さらに、人口減少や高齢化のため、固定資産税などの地方税の税収が大幅に減少している。長期的な復興支援とそれを支える財源確保の仕組み作りが急務である。